

医療安全対策検討会議 医薬品・医療機器等対策部会開催要綱

平成27年10月
医薬・生活衛生局安全対策課

1. 開催目的

医療安全の専門的事項に関する検討を行うため、医療安全対策検討会議の下で医薬品・医療機器等対策部会（以下「部会」という。）を開催する。

2. 検討事項

部会の検討事項は、医薬品、医療機器等の物の要因に係る安全管理対策に関する事項とする。

3. 組織等

- (1) 部会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 部会長を置き、部会の構成員の互選によりこれを定める。

4. 部会の運営等

- (1) 議事は、原則として公開とする。
- (2) 部会は、議事の必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。

5. 庶務

部会の庶務は、医薬・生活衛生局安全対策課安全使用推進室において総括し、及び処理する。

6. その他

この開催要綱に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、部会長が定める。